

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

問合せ ワクチン接種予約相談窓口 ☎0570-001-503

1 新型コロナワクチン接種済者数(7月14日現在) ※ワクチン接種記録システムより

1回目	約8,600人	2回目	約5,500人
-----	---------	-----	---------

2 予約の受付について

円滑に接種ができるように、ワクチンの供給量を踏まえ年齢ごとに順次に予約を受付しています。詳細は、町ホームページを確認してください。

ワクチン接種予約サイト



3 予約時間の確認について

「接種券番号」と「生年月日」で簡単確認！

ワクチン接種予約確認



4 接種会場での諸注意

- (1) 接種券、予診票、本人確認書類（免許証、保険証、マイナンバーカードなど）をお忘れなく！
- (2) 予約時間の10分前程度にご来場ください。
- (3) 必ず予約時間を確認してください。

保健センターで実施する各種検診のお知らせ（集団検診）

問合せ 保健センター ☎992-3170・4323・3100

検診項目	内容	自己負担金	対象者
子宮頸がん	細胞診	1,200円	20歳以上(平成14年3月31日以前の奇数月に生まれた女性)及び無料クーポン券対象者。無料クーポン券対象者はすでに個別通知しています。 【ご注意】 ・受診される方は、着脱の簡単な服装(スカート)ですと検診を受けやすいです。 ・妊娠中、生理中及び生理終了後3日以内、子宮全摘手術を受けた方は、受診できません。
乳がん	マンモグラフィ検査	1,400円	40歳以上(昭和57年3月31日以前の奇数月に生まれた女性)及び無料クーポン券対象者。無料クーポン券対象者は8月中旬頃に送付予定です。 ※昨年度乳がん検診無料クーポン券対象者で未受診の方は今年度も対象。 【ご注意】 ・妊娠中、授乳中、心臓ペースメーカー使用、豊胸術を受けた方は受けられません。 ・今年度から乳がん検診はマンモグラフィ検査のみとなります。
大腸がん	便潜血反応	400円	40歳以上(昭和57年3月31日以前に生まれた方) ※大腸がん検診は、個別検診を受けた方は除く。

▶**申込み** 8月17日(火)から電話で保健センターへお申込みください。(受付時間 平日8:30~17:15)

※初日は大変混み合い電話がつながりにくくなります。

※①75歳以上の方、②住民税非課税世帯、③生活保護受給者の方は無料で受診できます。

②、③の方は、事前に保健センターへ申請が必要です。(持ち物:印かん、本人確認できるもの。③の方は生活保護受給者証も)

検診項目	日程	9月				10月			
		22(水)	25(土)	26(日)	27(月)	1(金)	2(土)	24(日)	25(月)
子宮頸がん		—	○	○	—	—	○	○	—
乳がん		○	○	○	○	○	○	○	○
大腸がん		○	○	○	○	○	○	○	○

<よくある質問>

Q1 接種した日の過ごし方で気を付けることはありますか？

A1 接種当日は激しい運動や飲酒は控えてください。また、接種当日の入浴は問題ありませんが、注射した部位は強くこすらないようにしましょう。

Q2 1回目と2回目の接種間隔が3週間以上空いてしまった場合はどうすればよいですか？

A2 できる限り速やかに2回目の接種を受けてください。

Q3 ファイザー社製以外のワクチンと組み合わせて2回接種することはできますか？

A3 様々な報道がされていますが、十分な検証がなされていないため、同じ種類のワクチンを接種してください。

Q4 副反応はどのような症状がどのくらいの期間続きますか？

A4 注射部位の痛みや頭痛・発熱・倦怠感等の症状が起こる可能性があります。通常“数日以内”に治まることが報告されています。また、ごくまれに心筋炎・心膜炎の発症があるとされていますが、いずれも軽症であり、接種により感染・重症化を予防するメリットの方が高いといわれています。

後期高齢者医療の主な給付制度について

問合せ 住民ほけん課 後期高齢者医療担当 ☎991-1884

後期高齢者医療制度には、次のような給付制度があります。該当がある場合には、お問い合わせください。

▶補装具を製作したとき(療養費)

医師が必要と認めた治療用装具(コルセット・義足など)の購入費用のうち、自己負担分を除いた額を給付します。

▶病院に支払う医療費が高額になったとき(高額療養費)

1か月の医療費の自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。(ただし入院時の食事代や保険の対象とならない差額ベッド代などは支給対象外となります。)

所得区分	自己負担限度額(月額)	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者Ⅲ	252,600円+(医療費-842,000円)×1%〈4回目以降は140,100円〉	
現役並み所得者Ⅱ	167,400円+(医療費-558,000円)×1%〈4回目以降は93,000円〉	
現役並み所得者Ⅰ	80,100円+(医療費-267,000円)×1%〈4回目以降は44,400円〉	
一般	18,000円(年間上限14.4万円)	57,600円〈4回目以降は44,400円〉
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※〈 〉内の金額は、過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の自己負担限度額です。

▶「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

所得区分(上表参照)で現役並み所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方は「限度額適用認定証」を、低所得者Ⅰ・Ⅱ(非課税世帯)に該当する方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請し、医療機関に提示すれば、医療費の窓口負担を軽減することができます。

また、非課税世帯の方は、1食当たりの標準負担額についても軽減されます。

▶医療費と介護サービス費が共に高額になったとき(高額医療・高額介護合算療養費)

世帯内の後期高齢者医療制度の加入者の方全員が、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、自己負担限度額を超えた場合にその超えた金額を給付します。

(注)1年間は、毎年8月1日から翌年7月31日となります。

▶被保険者が亡くなられたとき(葬祭費)

葬祭を行った方に5万円を給付します。

【必要書類等】 ①葬祭を行った証明書類(会葬礼状又は領収書等) ②亡くなられた方の保険証
③葬祭を行った方の印かん、振込先口座がわかるもの